

高齢者施設等 施設長・管理者様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染対策について

日頃から、大阪府の高齢者福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、これまでも貴高齢者施設等において、感染防止に取り組んでいただいているところですが、オミクロン株の感染拡大も想定されることから、感染拡大防止のため、より一層の取組が求められます。

つきましては、下記の点などにご留意のうえ、感染防止に向けた取組みを引き続きお願い申し上げます。

万が一、感染が疑われる事象が発生した場合は、医療機関への相談やかかりつけ医を受診するとともに、施設内の消毒・清掃を行い、保健所の指導の下、積極的な疫学調査への協力をお願いします。

記

1 職員・入所者ともに感染対策を再徹底

高齢者施設等にウイルスを持ち込まないように、介護における以下の標準予防策について、職員・入所者ともに徹底することが重要です。

- ・常日頃からのマスク着用
- ・ケア提供前後や何かに触れた際の手指衛生（石鹸による手洗い、アルコール消毒等）
- ・清掃・換気を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒
- ・感染が疑われる入所者にケアを行う場合、職員はマスク、ガウン、アイシールド、手袋を着用し実施

2 職員・入所者の健康管理を徹底

感染の疑いについて、より早期に把握ができるよう努めることが重要です。サービス提供に際し、入所者の検温等による健康状態の確認に加え、状態の変化に注意することも重要です。

職員は、出勤前の体温計測を行い、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないようにします。管理者は日頃から職員の健康管理に留意し、体調不良を申しやすい職場づくりに努めてください。食事や休憩の際、職員の休憩場所や入所者の食堂などの換気をよくし、席は向かい合わせにならない工夫や衝立等をしてください。

3 レクリエーションやリハビリテーション等の集団での「3密」を回避

レクリエーションやリハビリテーションは入所者のADL維持等の観点から重要です。一方、感染拡大防止のため「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける必要があります。

- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らします。
- ・定期的に換気を行います
- ・互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保ちます

（裏面へつづく）

- ・対面式はできる限りさけ、万が一、対面式の場合には 1 m 以上の距離を保ちます
- ・声を出す機会を少なくする内容を検討します
- ・声を出す機会が多い場合にはマスク着用を徹底します
- ・環境の清掃、共有物の消毒を徹底します
- ・職員、入所者ともに手指衛生の徹底を徹底します

以上の対策を取っていただいても、感染者等が発生することがあります。

令和 3 年度の省令改正に伴い、緊急時においても業務継続ができるよう BCP（事業継続計画）の策定が義務化されています。（3 年間の経過措置あり）

新型コロナウイルス感染症が発生した状況下でも、サービス継続が必要であることから、この点を踏まえた BCP を策定し、万が一の事態に備えることが重要です。日頃の感染防止の取組として、医療機関との連携、備品の管理なども含めた体制づくりを進めてください。

參考資料

【厚生労働省】

- ・介護現場における感染対策の手引き 第2版
- ・介護職員のための感染対策マニュアル（概要版）（通所系）
- ・介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

【一般社団法人日本環境感染学会】

- ・高齢者介護施設における感染対策 第1版

高齢者介護施設新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(403) (kankyokansen.org)

【大阪府】

- ・新型コロナウイルス感染症対策対応 施設自己点検チェックリスト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ 神野

代表 06-6944-0351 (内線 4496)